

令和6年度 第2回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催年月日 令和7年1月29日（水）
- 2 開催場所 西脇市役所 3階 大会議室
- 3 開会及び閉会時刻 開会 午後1時30分
閉会 午後2時30分
- 4 出席委員 岡田康作 委員
黒田位子 委員
小林麻貴子 委員
河原淳 委員
安部亨二 委員
福永昌 委員
長井正彦 委員
齋藤周藏 委員
亀井礼子 委員
藤原珠美 委員
藤井清孝 委員
- 5 欠席委員 村上泉 委員
- 6 会議録署名委員 河原淳 委員
藤井清孝 委員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
西脇市長 片山象三
くらし安心部長 萩原靖久
保険医療課長 大地佳代
保険医療課保険担当主査 芦田周美
健幸都市推進課長 依藤嘉久
税務課長 平田剛規
税務課賦課担当主査 三村洋由
- 8 傍聴人 2名
- 9 会議に付した案件
(1) 国民健康保険事業費納付金について
(2) 国民健康保険税軽減判定所得の改正について
(3) 国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について
(4) その他

令和6年度第2回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

発言者	記 事
事務局	<p>○開会</p> <p>○会議成立の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員1名欠席のため、本日の出席委員は11名。過半数以上の出席により会議は成立。傍聴人は2名
会 長	<p>○会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の出席に対するお礼 ・本日の運営協議会では、来年度の保険税率について諮問をいただき、審議を行う予定である。少子高齢化が進む中で、社会保障の今後の見通しは厳しいものがあるが、本日も様々なご意見をいただく中で、協議会としての結論を出したいと考えるので、活発に議論をいただくようお願いしたい。
市 長	<p>○市長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の出席、国保運営への協力に対するお礼。 ・本日は、令和7年度の国民健康保険税額の改定について諮問させていただく。 ・兵庫県においては、県内保険料の統一という方針が打ち出されており、令和9年度には、県内全市町の標準保険料率が統一され、令和12年度には、全市町の保険料が完全統一される見込みとなっている。この後事務局からも説明があると思うが、委員の皆様には慎重な審議をお願いしたい。
事務局	<p>○諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問書（写）を各委員に配付
市 長	<ul style="list-style-type: none"> ・市長から会長へ「国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について」諮問 ・市長退席
事務局	<p>○配付資料の確認 (進行を事務局から会長へ交代)</p>
会 長	<p>○会議録署名人選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名人に河原 淳委員と藤井 清孝委員を指名
会 長	<p>○報告事項(1) 国民健康保険事業費納付金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業費納付金について、事務局に説明を求める。

事務局	<p>○説明（パワーポイント使用。画面の写しを参考資料として配付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金は、保険給付費等の県全体で必要な費用から国交付金等を差し引き各市町で按分したもので、医療分・後期支援分・介護分の3種類がある。 ・医療分は、保険給付費の財源となるもの。後期支援分は、後期高齢者医療制度の財源の一部となるもの。介護分は、介護保険の介護給付の財源の一部となるものである。 ・県から提示された令和7年度の国保事業費納付金は、総額10億4,475万円で、前年度と比べると、被保険者数の減少により減額となっている。 ・一人当たりの国保事業費納付金の額は、医療分は114,821円で前年度比4,273円の増、後期支援分は37,509円で前年度比1,873円の増、介護分は40,686円で前年度比308円の減となっている。 ・国保事業費納付金全体で見ると、高齢化や医療の高度化等に伴い、納付金全体の額が増加しており、さらに現役世代の人口減少等の要因により、一人当たりの納付金額も増加している傾向にある。いずれも国民健康保険を取り巻く環境は厳しい現状である。 <p>(質問、意見なし)</p>
会長	<p>○報告事項(2) 国民健康保険税軽減判定所得の改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税軽減判定所得の改正について、事務局に説明を求める。
事務局	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保では低所得者への保険税の軽減措置として、世帯の所得額に応じて、7割・5割・2割の軽減を行っている。 ・令和7年度税制改正において、昨年度に引き続き5割及び2割軽減の基準が改正（拡充）され、計算式のうち被保険者数に乗すべき金額が、5割軽減は30.5万円に、2割軽減は56万円にそれぞれ引き上げられる。 ・この改正については、物価上昇の影響により軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように見直す、という趣旨のものである。 ・この制度改正による影響だが、5割軽減の世帯は3%程度増加、2割軽減の世帯は1%程度増加すると見込んでいる。 <p>(質問、意見なし)</p>
会長	<p>○審議事項(1) 国民健康保険の税額及び課税限度額の改定について</p>

<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について、事務局の説明を求める。 <p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、令和7年度税制改正大綱の中で、国民健康保険税に関する部分を説明する。 <p>①課税限度額の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定により、医療分が65万円から66万円に、後期支援分が22万円から24万円へ合計で3万円引き上げられる。これにより、限度額の合計は109万円となる。この改定により、現行税率で試算すると13世帯が引き上げの影響を受ける見込みである。 <p>②市町村標準保険料率と国民健康保険税額の改定（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税は、国保事業費納付金及び保健事業等の財源となる。 ・県内保険料統一の動きも踏まえ、県から提示された「市町村標準保険料率」をもとに税額の検討を進める。 ・県内保険料統一については、令和9年度に県内全市町の標準保険料率が統一され、令和12年度には全市町が標準保険料率への移行を完了するという方針で進められている。 ・令和7年度の西脇市の標準保険料率を見ると、医療分・後期支援分は増加し、介護分は減少するという提示となった。 ・北播磨5市の標準保険料率を見ると、後期支援分と介護分はほぼ各市とも近い数値となっており、県内でもほぼ統一されている状況にある。一方、医療分はまだ各市でバラツキがあるが、令和9年度にはこれらの数値が統一されるということになる。 ・なお、令和7年度に県内の標準保険料率が統一された場合の数値を見ると、いずれも西脇市の数値より高く、今後も毎年標準保険料率は上がっていくものと予想している。 ・このような状況のもと、令和7年度税率の検討をする。西脇市は、従前から県の標準保険料率に合わせた設定としてきたが、令和6年度は、上昇抑制を図るため、医療分を令和5年度から据え置きとした。 ・令和7年度の標準保険料率は、介護分が減額となったことから、介護分が影響する世帯と影響しない世帯で上昇幅が異なるという状況となった。標準保険料率どおりの税率設定とすると、介護分が影響する世帯で約3～6%増額、影響しない世帯で約5～7%の増額となった。 ・そこで、令和6年度に引き続き、税額の急激な上昇を抑制するため、令和7年度は基金を活用し、医療分は令和6年度の標準保険料
------------	---

	<p>率で設定し、後期支援分と介護分は県の標準保険料率に合わせた設定としたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、改定案では、一人当たり国民健康保険税調定額について、前年度比で、医療分は 1,442円の増加、後期支援分は 156円の増加、介護分は 251円の減少となる。 ・国民健康保険財政調整基金は、事業運営を円滑に行うため、急激に上昇する税額抑制や災害等による保険税収入減少の補てん等に活用することとしている。また、昨年度に保健事業に活用できるように基金条例を改正した。 ・基金残高は、県からの交付金の増加等により、令和5年度決算時点で7億8,187万円となっている。 ・改定内容は、次のとおりとなる。 <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割額</td> <td>7.08%</td> <td>(0.29引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>30,200円</td> <td>(800円引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平等割額</td> <td>19,800円</td> <td>(700円引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税限度額</td> <td>66万円</td> <td>(1万円引き上げ)</td> </tr> <tr> <td>後期支援分</td> <td>所得割額</td> <td>3.02%</td> <td>(0.01引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>12,900円</td> <td>(300円引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平等割額</td> <td>8,300円</td> <td>(据え置き)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税限度額</td> <td>26万円</td> <td>(2万円引き上げ)</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割額</td> <td>2.62%</td> <td>(0.09引き下げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>13,600円</td> <td>(400円引き下げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平等割額</td> <td>6,700円</td> <td>(400円引き下げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税限度額</td> <td>17万円</td> <td>(据え置き)</td> </tr> </table> ・なお、被保険者一人当たり調定額について北播磨他市と比較すると、令和6年度時点では、西脇市は北播磨5市の中で2番目に低い数値となっている。 	医療分	所得割額	7.08%	(0.29引き上げ)		均等割額	30,200円	(800円引き上げ)		平等割額	19,800円	(700円引き上げ)		課税限度額	66万円	(1万円引き上げ)	後期支援分	所得割額	3.02%	(0.01引き上げ)		均等割額	12,900円	(300円引き上げ)		平等割額	8,300円	(据え置き)		課税限度額	26万円	(2万円引き上げ)	介護分	所得割額	2.62%	(0.09引き下げ)		均等割額	13,600円	(400円引き下げ)		平等割額	6,700円	(400円引き下げ)		課税限度額	17万円	(据え置き)
医療分	所得割額	7.08%	(0.29引き上げ)																																														
	均等割額	30,200円	(800円引き上げ)																																														
	平等割額	19,800円	(700円引き上げ)																																														
	課税限度額	66万円	(1万円引き上げ)																																														
後期支援分	所得割額	3.02%	(0.01引き上げ)																																														
	均等割額	12,900円	(300円引き上げ)																																														
	平等割額	8,300円	(据え置き)																																														
	課税限度額	26万円	(2万円引き上げ)																																														
介護分	所得割額	2.62%	(0.09引き下げ)																																														
	均等割額	13,600円	(400円引き下げ)																																														
	平等割額	6,700円	(400円引き下げ)																																														
	課税限度額	17万円	(据え置き)																																														
委員	<p>○質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金について、令和5年度から保健事業に活用できるようになったということだが、実際、保険税を引き上げることにより基金は減ってきているのか。 																																																
事務局	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度決算の剰余金は、1億6,000万円程度で、8,200万円を基金に積み立てたが、令和6年度の決算見込みは、現時点では1億を超えるような決算剰余金は発生しない見込みとなっている。 																																																
委員	<p>○質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この財政調整基金は、常に貯蓄しておくということか。 																																																
事務局	<p>○回答</p>																																																

<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在残っている基金は、保健事業に活用していくように考えている。令和5年度から国保ウエルネスポイント事業として、特定健診を受診された被保険者に5,000ポイント付与する事業を実施し、今後もこのような保健事業に活用していきたいと考えている。 <p>○答申について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、諮問のとおり答申すると決定してよいか。 ⇒承認 ・ 答申の内容については、会長一任としてよいか。 ⇒承認 ・ では、答申書については事務局で作成し、会長から市長に答申する。なお、答申書の写しは委員に郵送する。
<p>会 長</p>	<p>○その他(1) 国民健康保険特別会計歳入歳出状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険特別会計歳入歳出状況について、事務局からの説明を求める。
<p>事務局</p>	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度の歳入歳出であるが、令和7年1月21日時点で作成しており、変更の可能性あることをご了承願いたい。 <p>① 歳入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険税収入は、前年度比19,229万円の減で、予算額6億3,587万円被保険者数の減などによる。 ・ 県支出金は、前年度比1億6,922万円の減で、予算額28億4,418万3千円。これも被保険者数の減などによる。 ・ 基金繰入金は、予算額8,968万8千円で、例年どおり資金不足分と予備費財源分を予算化するほか、令和5年度から開始した国保ウエルネスポイント事業についても基金を財源として活用する予定。 <p>② 歳出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務費は、前年度比2,205万1千円の増で、予算額1億1,905万2千円。自治体システム標準化への対応や、「子ども・子育て支援金」への対応に係るシステム改修費用の増額を見込んでいる。 ・ 保険給付費は、前年度比2億1,221万9千円の減で、26億6,516万7千円。被保険者数の減などによる。 ・ 事業費納付金は、前年度比445万7千円の減で、10億4,474万9千円となる。 ・ 保健事業費は、前年度比735万4千円の増で、8,672万7千円。国保ウエルネスポイント事業などによるもの。

	(質問、意見なし) ○閉会
--	----------------------